

●香川県告示第212号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和3年4月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県公安委員会が設置したパーキング・メーターの作動手数料及びパーキング・チケットの発給手数料の収納事務	西日本ビル管理株式会社	高松市東ハゼ町5番地6	令和3年4月1日	香川県公安委員会が設置したパーキング・メーターの作動手数料及びパーキング・チケットの発給手数料の収納事務	日駐管理株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1丁目5番11号	令和2年4月1日
略				略			